

第2章 国際意匠登録出願に係る意匠の認定

1. 国際登録簿に記録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との対応関係

意匠法第6条第1項の規定により意匠登録出願の願書に記載すべき事項については、意匠法第60条の6第3項の規定に従い、国際登録簿に記録された所定の事項を、意匠登録出願の願書に記載すべき事項として取り扱う（→〔表1〕参照）。

意匠法第6条第1項に定める以外の願書に記載すべき事項については、国際意匠登録出願は我が国の意匠登録出願とみなされたものであることから、当該国際意匠登録出願に係る国際登録簿に記録された事項のうち意匠法上に具体的な対応関係が明示的に規定されていない事項についても、意匠登録出願の願書に記載すべき事項に相当するものとして取り扱う（→〔表2〕参照）。

また、我が国において意匠登録を受けようとする者は、意匠法第6条第1項の規定により、願書に「意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面」を添付する必要があるが、意匠法第60条の6第4項は、国際意匠登録出願に係る「国際登録簿に記録された意匠」を意匠法第6条第1項の規定により提出した図面に記載された「意匠登録を受けようとする意匠」とみなす旨を規定していることから、国際意匠登録出願の場合には、国際登録簿に記録された意匠を記載した図面、すなわち「国際登録簿に記録された意匠の複製物」を、「意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面」に相当するものとして取り扱う（→〔表3〕参照）。

〔表1〕 意匠法第6条第1項に定める事項についての対応関係

国際登録簿に記録された事項	意匠登録出願の願書の記載事項
国際登録の対象である意匠を構成する一若しくは二以上の製品又は国際登録の対象である意匠が使用されることとなる一若しくは二以上の製品 （ジュネーブ改正協定第5条(1)(iv)）	【意匠に係る物品】
国際登録名義人の氏名又は名称及びその住所	【意匠登録出願人】の氏名又は名称及び住所又は居所

(ジュネーブ改正協定第5条 (1)(ii)、ハーグ協定共通規則第7 規則(3)(i)及び(ii))	
国際登録の対象である意匠の創作 をした者の氏名及びその住所 (ジュネーブ改正協定第5条 (2)(b)(i) 、ハーグ協定共通規則第7規則 (5)(a))	【意匠を創作した者】の氏名及び住 所又は居所

〔表2〕 意匠法第6条第1項に定める以外の事項についての対応関係

国際登録簿に記録された事項	意匠登録出願の願書の記載事項
出願の対象である意匠の複製物又は 特徴についての簡潔な説明 (ジュネーブ改正協定第5条 (2)(b)(ii) 、ハーグ協定共通規則第7規則 (5)(a))	【意匠の説明】又は 【意匠に係る物品の説明】 ※国際意匠登録出願においては、 これらの区別なく、いずれも【意匠の 説明】の欄に記載される。
本出願若しくは本登録又は本意匠 の表示 (ジュネーブ改正協定第5条 (1)(vii)、ハーグ協定共通規則第7 規則(5)(f)、 ハーグ協定実施細則第407節 (a))	【本意匠の表示】
新規性喪失の例外に関する宣言 (ジュネーブ改正協定第5条 (1)(vii)、ハーグ協定共通規則第7 規則(5)(f)、 ハーグ協定実施細則第408節 (c)(i))	【特記事項】の欄の「意匠法第4条 第2項の規定の適用を受けようとす る意匠登録出願」の記載
先の出願の優先権を主張する旨の 申立て	【パリ条約による優先権等の主張】

(ジュネーブ改正協定第6条 (1)(a)、 ハーグ協定共通規則第7規則 (5)(c))	
--	--

〔表3〕 意匠の複製物と図面についての対応関係

国際登録簿に登録された意匠の複製物 (ハーグ協定共通規則第15規則 (2)(ii))	意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面
--	-----------------------

以下、国際意匠登録出願において、意匠法第6条第1項等の規定により提出した願書に記載されたと認められるものを「国際意匠登録出願に係る願書の記載」、意匠法第6条第1項の規定により提出した図面に記載されたと認められるものを「国際意匠登録出願に係る図面の記載」という。

2. 物品等の部分について意匠登録を受けようとする国際意匠登録出願の取扱い

国際出願では、図面中には図示されるが「保護を求めないもの」について、説明において、又は、点線若しくは破線又は着色により表すことが認められている（ハーグ協定共通規則第9規則(2)(b)、ハーグ協定実施細則第403節）。この「保護を求めないもの」の表現は、我が国意匠法において明示的に予定されたものではないが、ジュネーブ改正協定に基づく国際登録制度の趣旨を踏まえ、「保護を求めないもの」が表された国際意匠登録出願のうち、当該「保護を求めないもの」が、意匠に係る物品等のうちの「意匠登録を受けようとする部分以外の部分」に相当し、その結果、「意匠登録を受けようとする部分」を明確に認定することができるもの、すなわち、物品等の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録を受けようとする出願であると認めることが適当なものについては、審査官は我が国における、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠登録出願として取り扱う。

3. 国際意匠登録出願に係る意匠の認定

国際意匠登録出願に係る意匠の認定は、国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載に関する上記取扱いに留意しつつ、国内の意匠登録出願に係る意匠の認定（第Ⅱ部第1章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照）の基準を適用して行う。

なお、国際意匠登録出願に係る願書の記載に関しては、英語で表記された記載に基づいて認定を行う。